

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。

(1件1者)

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	水道機工株式会社
代表者氏名	代表取締役 古川 徹
本店所在地	東京都世田谷区桜丘 5-48-16
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

水道機工株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所や工事現場に配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。

これらのことが建設業法第28条第1項本文及び第1項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内